

『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生

vol.11



第11回 許可制度 その4 排出事業者における許可制度。



LISA

皆さん、こんにちは。前回まで廃棄物処理業の許可について勉強してきました。今日はどんな話ですか？センセ。

はいはい、今日は初回に話しました「廃棄物処理法の基礎知識」の3つ目「排出者〜」に行く前に、今まで勉強した許可制度と排出者の関係を確認していきましょう。リサちゃんは、「我が社では許可取るつもりは無い」って言ったけど、今までの勉強はあまり役に立たなかったかな？

BUN



LISA

とんでもないです。我が社としては許可は取らないけど、我が社から出る廃棄物を「誰に委託してよいか」がわかったので十分役に立ちました。

そう言ってもらえると話した甲斐がありますね。じゃ、リサちゃんは廃棄物処理法の無許可行為って、どの程度の罰則か知ってる？

BUN



LISA

ん〜。「廃棄物処理法違反で罰金」って記事は時々見るけど「廃棄物処理法違反で死刑」って聞いたことがないから、無許可の罰則は「死刑と罰金の間」かな。

その答えだと、たいていの場合正解するよ(;^_^A。正しくはね、無許可は廃棄物処理法の違反では、不法投棄と並んでもっとも重い罪なんだ。これが、罰則第25条で「5年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金、この併科」と規定している。まあ、私はいつも「最高刑懲役5年」って言うてるけど。じゃ、次の問題。排出者が産業廃棄物を無許可業者に処理を委託した場合の罪は？

BUN



LISA

ん〜。無許可そのものが最高刑懲役5年なんですよ。じゃ、最高刑懲役1年ってとこじゃないかしら。

残念。正解は、無許可行為と全く同じ。罰則25条の「最高刑懲役5年」。これは、たてまえかも知れないけど「排出者処理責任」という廃棄物処理法の原則論を具現化した典型的な規定だと感じています。

BUN



LISA

どういうことですか？

「無許可、たしかに悪いよ。でもね、あなたが頼んだから無許可になったんですよ。頼んだあなたも悪いよね。」もっと極端なたてまえ。「あなたが廃棄物を出したから無許可につながったんですよ。あなたが廃棄物を出さなければよかったんですよ。廃棄物を出したあなたが悪い。」まあ、ここまで行くと「ちょっとそれは」と思う人もいるかもしれないけど、それほど廃棄物処理法においては「排出者の責任」というものを重く捉えているってことでしょうかね。

BUN





LISA

なるほど。最後の最後には「排出者責任」に帰結するってことですね。で、その「排出者責任」なんですが、どのように規定されているんですか？

産業廃棄物の排出者の責務については、廃棄物処理法第12条で規定されています。りさちゃんは、第12条は読んだかな。

BUN



LISA

せんせ、今手元にある法令集をパラパラとめくってみただけで、12条だけで50頁位ありますよ。

そうなんです。この12条、廃棄物処理法がスタートした時点では、1頁位しかなかったんですが、現在では50頁位に増えたんです。廃棄物処理法は改正の度に増えてきたんですが、これほど肥大化した条文は、この12条の右に出るものはありません。言葉を換えれば、廃棄物処理法改正の度に排出者責任は強化、重くなってきたとも言えると思います。で、現在では50頁にも及ぶ「産業廃棄物の排出者の責務」ですが、条文の見出しを拾うと、概ね次の7つの事項になります。

BUN



- ① 処理基準を守ること
- ② 処理責任者を置くこと（一定の条件に該当する事業場では）
- ③ 帳簿を備えること（一定の条件に該当する事業場では）
- ④ 処理計画を策定しそれを報告すること（一定の条件に該当する事業場では）
- ⑤ 委託基準を守ること
- ⑥ マニフェストを正しく使用しなければならないこと
- ⑦ 委託処理状況の確認

今日話した「許可業者に委託しましょう」ということは、「5. 委託基準を守ること」の中の一つってことになりますね。

BUN



LISA

いよいよ先輩方が「実務には必要な知識よ」と言っていた「契約書」や「マニフェスト」の話になる訳ですね。

まあ基礎編としては、そんなに深入りできないけど…。話し出すと長くなるので、これについては、次回ということで。

BUN



無許可は廃棄物処理法の中ではもっとも重い罰則である

「最高刑懲役5年」

- 産業廃棄物の無許可業者委託も「最高刑懲役5年」。
- 産業廃棄物の排出者の責務は大きくは7つ。
- 1. 処理基準を守ること 2. 処理責任者を置くこと 3. 帳簿を備えること 4. 処理計画を策定しそれを報告すること 5. 委託基準を守ること 6. マニフェストを正しく使用しなければならないこと 7. 委託処理状況の確認

BUN先生の
今回のまとめ



Summary

今回の
練習問題



◎産業廃棄物を無許可業者に委託した時の罰則は？

余裕のある方は、まだ、このコラムでは紹介していませんが、「事業者が事業系一般廃棄物を無許可業者に委託した時の罰則は？」や「一般住民が一般廃棄物を無許可業者に委託した時の罰則は？」なども調べてみると面白いかも。

◎「無許可業者に委託する」行為は、排出者の責務のどの事項に抵触しますか？

答えは次回の
メルマガで
(^-^)/

前回の問題の解答

姫路市は兵庫県内にある廃棄物処理法政令市です。

Q

問1、姫路市内で積替保管をやらずに産業廃棄物の収集運搬をやる場合は、誰の許可が必要ですか？

問2、姫路市内でがれき類の破碎をやる時は誰の許可が必要ですか？

問3、姫路市内で、テレビが不要になった時は、誰に処理を委託しますか？

A

答1、兵庫県知事。積替保管を伴わない産業廃棄物の収集運搬業の許可は、都道府県知事の許可。

答2、姫路市長。処分業（中間処理、最終処分）の許可は、その行為を行う場所が廃棄物処理法政令市内であれば政令市の許可となります。政令市のエリア外であれば都道府県の許可です。

答3、家電販売店。テレビ、冷蔵庫、クーラー、洗濯機の「家電4品目」については、家電リサイクル法という法律が廃棄物処理法とは別に定められています。この4品目については、排出者は家電リサイクル券を購入し、家電販売店に引き取ってもらうというのが正規ルートとなります。

「家電リサイクル法」の通称で呼ばれていますが、これは「家庭から排出された廃家電4品目」だけが対象になるのではなく「家庭向けに製造された家電4品目」であれば、事業場から排出された場合でも対象になります。

なお、「家電販売店に引き取ってもらう」という正規ルート以外の例外的な処理ルートもいくつかありますから、興味のある方は調べてみるのも面白いかも知れません。